

第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

- 日 時 平成25年7月19日(金)午後2時00分
- 場 所 津市久居庁舎 3階 310・302会議室
- 出席部会委員 25 伊藤 武則・27 大井 一司・28 鈴木 照正・29 田口 慶則
30 諸戸 善昭・31 上川 洋文・32 田中 竹次・33 守山 孝之
35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫・38 中川 和雄
40 結城 晋三
以上13名
- 欠席委員 26 稲葉 和久・39 藤田 武・42 片岡 眞郁・47 中谷 秀也
- 出席部会員外委員 34 浅井 競
- 議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭
- 事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹
- 総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査
- 議事録署名者 32 田中 竹次・42 片岡 眞郁
- 事 項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第6号 非農地証明願について
- 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第7回第2農地部会を開会いたします。本日の欠席委員は、4名です。片岡委員、稲葉委員、藤田委員、中谷委員の4名、欠席でございます。よろしくお願ひします。
- 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
- 本日の議事録署名人は32番 田中 委員、35番 池田 委員、よろしくお願ひします。
- まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願ひします。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願ひいたします。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
- 番号1及び2の件数は2件、合計面積7,776㎡で、すべて田でございます。
- これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。
- 続きまして、2ページから6ページをお願ひいたします。
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は6件、合計面積は37,621.7㎡で、その内訳は、田が19,006.19㎡、畑が17,779.51㎡、その他、台帳地目上の山林が836㎡でございします。いずれの案件もあつせん等の希望はございしません。

続きまして、7ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

件数は1件で、一般個人住宅用地、面積は545㎡でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1は、建売分譲住宅用地、番号2は、一般個人住宅用地、番号3及び4は、建売分譲住宅用地でございます。

以上件数は4件、合計面積は12,092㎡で、すべて畑でございます。報告案件としては以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

10ページから11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

一部修正があります。申し訳ありませんが、修正をお願いしたいと思います。11ページ 番号5、八知地区の案件は、今回取り下げをされておりますので、抹消をお願いします。

それでは、10ページの番号1からご説明をさせていただきます。

番号1、地区 栗葉、受け人 _____、面積245,420㎡、渡し人 _____、面積1,481㎡、申請地 久居一色町真田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積479㎡ 外4筆で、合計面積1,155㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 高岡、受け人 _____取締役 _____、面積

724,141.98㎡、渡し人 _____、面積6,601.3㎡、申請地 一志町日置北浦 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積463㎡ 外2筆で合計面積1,456㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 川口、受け人 _____、面積5,176.07㎡、渡し人 _____、面積1,850㎡、申請地 白山町川口杉東 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積512㎡ 外6筆で合計面積1,825㎡。

これにつきましては、受人は、負債整理をする渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 大三、受け人 _____、面積6, 853㎡、渡し人____、面積1, 100㎡、申請地 白山町三ヶ野中出____、台帳地目・現況地目とも畑、面積123㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号5は取下げになりましたので、番号6になります。

番号6、地区 石名原、受け人 _____、面積3, 389㎡、渡し人____、面積2, 459㎡、申請地 美杉町石名原払戸____、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 373㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便な申請地を渡人から譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区 下多気、受け人 _____、面積1, 183㎡、渡し人____、面積6, 464. 91㎡、申請地 美杉町下多気六田____、台帳地目 畑、現況地目 田、面積1, 183㎡ 外4筆で合計面積3, 581. 91㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便な申請地を渡人から譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は、6件、合計面積は、9, 513. 91㎡、その内訳は田が3, 389㎡、畑が6, 124. 91㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。1番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。今月12日に地元委員6名と事務局2名で現地確認を行って参りました。全部で5筆あるんですけど、代表的な場所だけ1つ説明させていただきます。県道平生庄田線で、_____があるんですけども、それから500mか600mくらい西の所で、_____とのちょうど境目にあたるところで、場所は周囲が全体畑で、何ら問題はないと思います。詳細については、事務局の説明通りですので、よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。7月12日に午後1時から、委員4名とそれから事務局2名で確認をして参りました。場所につきましては、県道一志久居線に_____があるんですが、その北側200mぐらいの所に現地がありまして、_____さんは、規模拡大で進めてもらっています。内容につきましては事務局の説明通りですので、よろしくご審議お願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。12日に午後から総合支所2名と委員3名で現地を立会いました。場所につきましては、中学校のほうから東へ下って行きますと、_____があるんですけど、その傍で1箇所、それから、その東へ行くと杉ヶ瀬という区になりまして、それから、もう少し東側へ行くと、_____があります。その左側に田んぼがあってその裏側にあるということで、杉ヶ瀬という地域の中にあるということです。畑と、一部田になっているんですけども、田と言うけれど、水が入りませんし、近くも畑で、現状としては畑になっているというふうな格好でございます。事務局の説明通りでございますのでよろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

井谷委員 46番 井谷です。三ヶ野ということで、場所は1番よく分かるのは、グリーンロードがあるんですけど、三ヶ野で下る所があります。下りて左の方へ行って橋を渡ると家が点在していますが、その家と家の間の所に現地があります。それで、受け人の自宅の前が畑になって、その畑を譲り受けることになりました。委員3人と事務局2人でみていただいて、内容的には事務局の報告通りでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。6番、お願いします。

岸野委員 37番 岸野です。番号6の申請地ですが、受人が水田を耕作しておりますが、そこに隣接している場所でございます。受人が本年より、耕作を開始しておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。7番、お願いします。

結城委員 40番 結城でございます。下多気、7番の説明をいたします。10日に美杉の事務局と申請人と現地確認を行いました。_____と_____は、いとお同士でありまして、_____については、美容、パーマ屋さんを営んでいるということで、これは_____さんの営農拡大、それから_____さんの営農縮小での所有権移転ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺ひしたいと思ひます。どうですか、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

| | |
|------|--|
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 川方町棚田_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積135㎡です。</p> <p>これにつきましては、平成5年春ごろから物置、農機具倉庫用地として使用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上件数は1件で、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございます。説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。はい、お願いします。</p> |
| 田口委員 | <p>29番 田口です。先日、12日に現地確認をさせていただきました。場所は松阪久居線のちょうど元町の_____の少し東です。雲出用水のすぐ際です。後はもう、事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんからご意見がありましたら。よろしいですか。</p> |
| 部会委員 | <p><一同 意見なし></p> |
| 議 長 | <p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。</p> |
| 部会委員 | <p><一同 異議なし></p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、受け人 _____、（賃借人）株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡し人 _____、申請地 戸木町宝録_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,034㎡です。</p> |

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地として、株式会社 _____ に賃貸するものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 庄田町馬廻り _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地で一部畑、面積272㎡。

これにつきましては、申請地は昭和10年ごろから既に、双方合意の上、受人の農舎用地として利用されており、このたび受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、農舎用地及び駐車場用地としようとするもので、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 庄田町馬廻り _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地で一部畑、面積361㎡。

これにつきましては、申請地は平成13年ごろから既に、渡人と合意の上で、受人の父である _____ が車庫用地として利用しており、このたび受人は、渡人からこの申請地を譲り受け、一般個人住宅用地及び車庫用地としようとするもので、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 榊原、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 榊原町並松 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積91㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、自作地への進入用道路とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大井、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 一志町大仰芝ヶ鼻 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積233㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第3種農地と判断されます。

番号6、地区 八知、受け人 _____、渡し人 _____ 外1名、申請地 美杉町八知大杉ノ元 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積72㎡ 外3筆で合計面積1,179㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。3筆がすでに山林となっているということで、始末書の提出もされております。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号7、地区 奥津、受け人 _____、渡し人 _____ 外1名、申請地 美杉町奥津波籠谷 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積211㎡ 外2筆で合計面積1,152㎡。

これにつきましては、申請地は平成8年7月ごろには既に植林されており、その当時から、双方合意の上、申請地を環境教育活動用の施設として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は7件、合計面積は4,322㎡で、内訳は田が2,570㎡、畑が1,752㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っ

た地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。これも久居地区の他の案件と同じ、7月12日に現地確認を行いました。会長以下事務局来ていただきまして、現地確認を行いました。場所は、このまま国道165号を上がっていただきますと、久居、羽野の所に_____があります。その_____の手前から、右へ県道上稲葉羽野線に入っていきますと、_____があります。その丁度前の所の土地になります。現況は田になってはいますが、長らくもう耕作放棄されたような所で特に問題はないと思われま。事務局の説明通りですので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。同じ日に、現地確認を行って参りました。2番、3番と同じような形で説明をさせていただきます。国道165号線で、今はないんですけども、_____があったと思います。あの信号を南へ、県道一志出家線を一志のほうへ1kmくらい行くと信号がありますけども、この信号を西へ500～600m行っていただいて、その中出家という集落の中にある場所です。詳細については事務局の説明通りですので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。12日に現地調査を行いました。場所は県道平生庄田線で、榊原のかかりにありまして、そこから200mくらい行ったところです。譲り受人の自宅の進入路ということです。何も問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。5番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。7月12日に現地確認しまして、場所は大井小学校の近くです。現状は荒地ですけど、そこを埋め立てて宅地化することによって、下水とか排水とかは何ら問題ありませんので、よろしくご審議のほうお願いします。

議長 ありがとうございます。6番、お願いします。

岸野委員 37番 岸野です。6番と7番についてご説明をいたします。
番号6は、12日に会長以下、関係者の同席によりまして、現地確認をしてしました。申請地は先ほど説明のありましたように、4筆の中の3筆が山林という事で、木も40年くらい、相当太いものが立っております。それから、_____番のほうも相当荒廃をしてしております。農地の有効利用という観点から、問題はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。
それから、番号7でございますけども、申請人は10年以上前、先ほど平成8年との話もありましたが、環境教育のフィールドとして、申請地を借り受け、グループで様々な広葉樹を植えて、コンサート等も開催し、人々の交流の場として申請地を利用しております。この度、譲り渡し人の高齢化等によりまして、

売買となりました。周囲も山林でございますので、問題はありませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。どうですか、よろしいです。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 久居井戸山町東興_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積403㎡ 外1筆で、合計面積568㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と30年間の賃貸借契約を締結し、歯科医院の用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 太郎生、借り人 有限会社 _____代表取締役_____、貸し人 _____、申請地 美杉町太郎生柳_____、台帳地目・現況地目とも田、面積226㎡ 外2筆で合計面積2,383㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約を締結し、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は2,951㎡で、内訳は田が2,383㎡、畑が568㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。12日に現地確認を行いました。場所は、県道高茶屋久居線で、_____より東へ200mくらいの県道沿いです。申請地が歯科医院建設に適した土地という事で、歯科医師の方が借り受けられました。何も問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

中川委員 38番 中川でございます。12日に会長、部会長、それから事務局と現地確認をしてまいりました。場所は、中太郎生のバス停から、池の平高原の道中にあります。周辺の農地に何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 久居明神町東横山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積167㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約を締結し、農家分家の一般個人用住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田口委員 29番 田口です。先ほどの事務局の説明の通りでございます。場所的には、拡幅した道沿いということで、別に何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。皆さん。

| | |
|-------|--|
| 部会委員 | <一同 意見なし> |
| 議 長 | それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。 |
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第6号 非農地証明願について議題といたします。事務局の説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | 16ページをお願いいたします。 議案第6号 非農地証明願について、でございます。 番号1、地区 川合、願出者 _____、申請地 一志町片野内山 _____、 台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積558㎡です。 これにつきましては、居宅として昭和60年2月27日新築の不動産登記がされておりますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。 番号2、地区 川口、願出者 _____、申請地 白山町川口関ノ宮 _____、 台帳地目 田、現況地目 宅地、面積710㎡。 これにつきましては、居宅として昭和55年新築により固定資産税が課税されておりますことから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。 |
| 議 長 | ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。 |
| 田中委員 | 32番 田中です。この案件につきましても、12日に確認をして参りました。内容については事務局の説明通りですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。 |
| 議 長 | はい、ありがとうございます。2番、お願いします。 |
| 池田委員 | 35番 池田です。先ほど、12日に行ってきました。場所は、_____の南に、_____が建っています。その東側という事で、その北側は_____があって、そのために公共事業で立ち退きとなり住居を建てたものです。よろしくご審議のほどお願いします。 |
| 議 長 | はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見もお伺いします。よろしいですか。 |
| 部会委員 | <一同 意見なし> |

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。続きまして、議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。
議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、でございます。

番号1、地区 久居、申請者相続人 _____、被相続人_____、相続日平成24年10月22日になります。

申請地 久居北口町駒ヶ谷_____、台帳地目 山林、現況地目 田、面積102㎡ 外4筆、合計面積1,078㎡で、その内訳は、田が621㎡、畑が355㎡、その他、台帳地目 山林、現況地目 田が102㎡です。

これにつきましては、被相続人と相続人は親子の関係でございまして、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による、相続税の納税猶予の適用を受けるため、適格者証明願が提出されたものでございます。

以上、議案第7号につきましては、1件でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いします。

大井委員 27番 大井です。詳細については事務局の説明の通りで、全て農地として管理されておりました。以上、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見もお伺いします。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することに決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊を先日、議案と共にお送りしました農用地利用集積計画の他に、今日、席のほうへ配らせていただきました1枚の用紙です。農用地利用集積計画地区別集計表をお配りさせていただいております。こちらの集計表をもとに、ご説明のほうをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、久居地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転合わせて18,586㎡、畑の賃貸借、所有権移転合わせて5,041㎡で、契約件数は11件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせて61,815.91㎡、畑の賃貸借、使用貸借合わせて5,379.61㎡で、契約件数は46件でございます。

白山地区につきましては、今回該当はありませんでした。

美杉地区につきましては、田の使用貸借3,398㎡、畑の使用貸借2,424㎡で、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて83,799.91㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて12,844.61㎡で、合計契約件数は60件、合計面積は96,642.52㎡となっております。

認定農業者への集積状況は、久居地区の6件、一志地区の17件で、合計で23件になります。合計面積72,298.3㎡となっております。

なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。何か皆さん、ご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第8号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました議案の審議をいただきました。ありがとうございます。

午後 2 時 5 0 分

上記は、第 7 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 5 年 7 月 1 9 日

議 長

出席委員

出席委員